

植えてはいけないうけしをご存知ですか

園芸用のけしの仲間のポピーなどは、3月下旬から5月にかけて、色鮮やかで美しい花を咲かせるものが多く、ガーデンニングや切り花用の植物として人気があります。

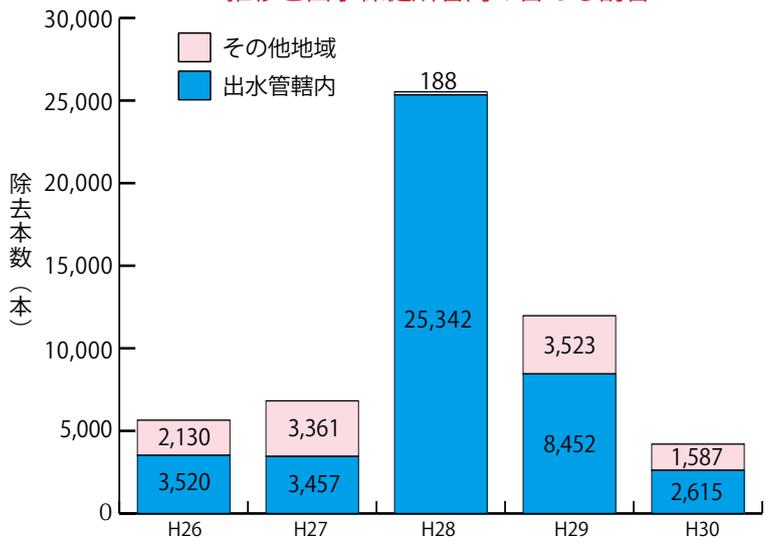
しかし、けしの仲間には、法律で栽培が禁止されている「不正けし」があります。これらは、外観の特徴から園芸用のけしと区別できません。以前から、出水保健所管内で自生している不正けしが多数発見されており、その多くはアツミゲシ（セティゲルム種）です。

平成30年度の出水保健所管内の除去本数は2615本と県内の総除去本数の62・2割を占めています。

植えてはいけないうけしの特徴を知っていただき、これに似た植物を見かけたときは、そのまま抜かずに出水保健所までご連絡ください。

◎問い合わせ先
出水保健所衛生係
☎(62) 1636

鹿児島県内の不正けし除去本数の推移と出水保健所管内の占める割合



特徴(セティゲルム種)

- ①花びらは4枚で薄紫色 (写真①) (先端は白に近い色)
- ②開花期の草丈は50〜100cm
- ③葉・茎・つぼみなどは緑色で、土壌が良いとよく枝分かれする
- ④つぼみの周辺に毛がある (写真④)
- ⑤葉は、葉の付け根で茎を巻き込むようにつく (写真②)
- ⑥つぼみは、開花時に上を向き、散っても上を向いたまま
- ⑦繁殖力が強く、果実には微細な種子が詰まっている (写真③)



↑管内に自生していたケシ



専門家による巡回相談を実施

町では、身体やころなどを含めた生活全般の相談に対応する相談支援事業を、一般相談支援事業所「あいわの里」に委託して行っています。

身体のこと、ころのこと、福祉サービスの利用など生活全般の相談に、社会福祉士や臨床心理士を始めとした専門の相談員が対応します。予約は不要です。どなたでもお気軽にご利用ください。

◎問い合わせ先
あいわの里相談支援センター ☎(75) 2401
役場福祉事務所社会福祉係 ☎(86) 1146 [直通]

○日時・場所

期 日	時 間	場 所
1月22日(火)	10時～12時	保健福祉センター
	13時～15時	役場指江庁舎
2月12日(火)	9時～12時	獅子島アイランドセンター
	13時～15時	獅子島島内巡回 (※要予約)
2月26日(火)	13時～15時	川床コミュニティーセンター

※上記の時間で、相談員が常駐しています。
※3月以降も順次、地域で開催予定です。
※自宅への訪問依頼や上記時間外での相談も随時受け付けています。お問い合わせください。